

平成19年(2007年)11月16日  
建設委員会資料  
都 市 整 備 部

施設使用料の見直しの考え方(案)のパブリック・コメント手続の実施結果について

1 案件名

区の施設使用料の見直しの考え方(案)について

2 意見募集期間

平成19年10月19日(金)から平成19年11月8日(木)まで

3 提出方法別の意見提出者数

提出方法	人(団体)数
電子メール	3
ファクシミリ	9
郵送	0
窓口	1
計	13

#### 4 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方(同趣旨の意見は一括)

##### 使用料の見直しについて(18件)

No.	意見の概要	区の考え方
1	かつて中野区は地域センターや身近な施設は無料であり、住民税の使い方としてはより多くの区民に還元できる施策と思っていた。受益者負担の適正を図るため改定し、値上げとなると聞いて驚いている。これ以上の有料化はしないでほしい。	
2	区民は、区施設を使用し健康のために運動したり、趣味を生かして文化的な活動を行なっている。使用料が値上げされたら、このささやかな楽しみが味わえなくなり、憲法で保障されている健康で文化的な生活ができなくなる。施設使用料の値上げは絶対やめてほしい。	日常生活を営むうえで基本的に必要なものとして整備した施設をその目的で使用する場合はこれまでどおり全額公費負担です。たとえば、地域センターを地域自治活動などで利用する場合などはこれまでどおり無料です。一方、個人の選択性が高く、その利用者の便益に資する施設の経費は利用者に一定額を負担していただくことが適当であると考えています。その場合の利用者負担は、施設の性質などを勘案し、集会室は50%、ホールとスポーツ施設は70%、自転車駐車場等は100%としました。
3	区の施設の目的は、住民の健康と福祉の増進であると思う。格差社会の中、趣味などをもって元気で健康的に過ごすためには、安い料金で使用できる地域センターが本当に必要である。介護予防の役目も果たしているので、これ以上の値上げはしないでほしい。「公平性」ということで利用者への負担ではなく、もっと多くの方に利用できる工夫することこそ必要ではないか。	今回の使用料の改定は、将来に向けて施設の維持管理や修繕などを充実させ、区民サービスの向上をめざすことを目的としています。このため、施設の使用料の一定額は基金に積み立てています。
4	今回の施設使用料の見直し案を白紙撤回し、地域センター集会室の料金をかつてのように無料に戻すべきである。	
5	中野区は2006年度決算で105億円も積み立てているのに、地域センターの職員数を削減したり、使用料値上げとは納得できない。撤回してほしい。 (同趣旨意見ほか2件)	
6	現在、単式簿記により会計処理をしている区が、使用料の原価に、建物の減価償却費や退職給与引当金を算入するのは妥当ではない。	減価償却費、退職給与引当金は現在の現金主義会計の科目にはありませんが、費用として発生しています。このため、使用料の原価に算入しました。
7	そもそも市場原理にそぐわない準公共財を供給することが行政サービスの基本であり、受益者負担の原則はその本質にそぐわない。消費的な意味で自分が受益を受けていないものに税が投入されても不公平であるとは思わない。職員の人工費や減価償却費などの建物管理運営の基礎コストを使用料の原価に算入するべきではない。	職員の人工費や建物の減価償却費は、費用として発生しているものであり、使用料を算出するときの原価に算入するものです。

8	すべての使用料の改定の上限を一律に1.5倍とすることは、受益者負担の適正化にならない。お茶で和室を使う場合は100円アップ、運動でレクリエーションホールを使う場合は1,000円アップになる。どちらも心身の健康維持のために大切である。また、1.5倍は急激な負担増ではないとは言えないのではないか。 (同趣旨意見ほか2件)	現在の使用料が比較的高い施設は改定の額も大きくなりますが、本来負担していただく金額と急激な負担増を避けることの双方を勘案し、改定金額の上限を現行料金の1.5倍までとしました。
9	他の自治体の使用料も参考にしてください。同種の施設については収支の如何にかかわらず他の自治体より突出して高い使用料を設定すべきではない。	近隣の自治体の使用料は把握していますが、今回の見直しにあたっては、適正な原価に基づき本来の使用料を計算するとともに、急激な負担増を避けることにも配慮しました。
10	施設の性質別の利用者負担割合について、スポーツ施設は70%より引き下げるべきである。スポーツ愛好者の多くはスポーツに参加することにより健康な心身を維持・増進させ、医療費や介護費用の削減に寄与するとともに、地域のボランティア活動に参加し、区政に貢献している。	日常生活を営むうえで基本的に必要なものとして整備した施設をその目的で利用する場合はこれまでどおり無料です。個人の選択性が高く、その利用者の便益に資する施設の経費は利用者が負担することを基本に、その施設の性質などを勘案し、集会室は利用者負担を50%、ホールとスポーツ施設については70%、自転車駐車場等は100%としました。
11	なぜ、「個人による選択性が高く専ら利用者の便益に資する施設」のコストは「受益者による負担」となるのか。	個人による選択性が高く、その利用者の便益に資する施設のコストは、その受益に応じて利用者に負担していただく方が公平であると考えました。
12	各施設のコスト・収入について、わかりやすい分類・集計による資料を公開してほしい。	各施設にかかる収入・コストについては、決算数值をもとにわかりやすく、区民に公表することにしています。
13	今回の使用料の改定に関しては、区役所での意見交換会と一部の地域センターでの説明会しか行なわれておらず、利用者に周知徹底されていないと思う。パブリック・コメント手続きも区報に掲載しているとはいえ、これでは多くの意見は集まらないのではないか。また、不十分な説明のまま見直し(値上げ)されるのはとても納得できない。 (同趣旨意見ほか1件)	9月20日号の区報とホームページで、使用料の見直しについての検討状況をお知らせしたうえで、使用料の見直しを検討している施設にチラシを置いて、意見交換会などの周知をはかりました。各部においても、関連団体を中心に意見交換会を行いました。幅広い多くの区民のみなさんのご意見を伺って検討しました。

### 減額・免除制度の見直しと使用料の助成制度について(2件)

No.	意見の概要	区の考え方
1	助成制度に「高齢者の団体」の記述があるが、高齢者が健康のためのスポーツを楽しむ機会を増やすよう組織化を考えたいため、年齢・人数・活動などの内容をより明確に定義し、公表してほしい。	区民団体の公益活動について、減額・免除制度を見直し、新たに助成制度を創設することについては、さらに区民のご理解を得るために、実施時期等について今後継続して検討していくこととします。
2	中学生の野球チームの活動は、会費でまかなわれておらず、施設使用料は運営費の大部分を占めている。子どもの健全育成の視点なども考慮し、中学生野球チームの活動を助成の対象に加えてほしい。	

## その他の意見(9件)

No.	意見の概要	区の考え方
1	課題に対し、コストを明確にし、区民の議論を待つ区の姿勢はよい。	今後も区の考え方をあらかじめお示しして、区民のみなさんのご意見を伺って決定していきます。
2	今回の見直しにより、窓口事務が煩雑となっていいないか。行政改革の趣旨から、日々の職員の現場事務が簡素化されているのか。	今回の見直しにより窓口事務が煩雑となることはありません。職員の事務の効率化に向けた改善については、今後も努力していきます。
3	パブリック・コメント手続にあたり、区のホームページのトップを開いたら、すぐ目に入るようにパブリック・コメント手続の課題と期限をアピールすべきである。	現在は、意見募集開始時のみ「お知らせ」に表示していますが、今後は、パブリック・コメント手続の意見募集期間中は、トップページに項目を表示できるよう改善します。
4	文化・スポーツ関係者は体育館・運動施設・文化施設などを利用している。今後、パブリック・コメント手続を行う場合は、関係者が身近なところで資料を閲覧できるようにしてほしい。	今回のパブリック・コメント手続においては、公表案をホームページへ掲載したほか、所管の経営分析・公会計改革担当、区政資料センター及び各地域センターに置き、身近なところで閲覧できるようにしました。
5	上鷺宮地域センターのテニスコートは地域のスポーツ振興に大いに貢献している貴重な施設である。使用料の見直しについてはやむを得ないと感じているが、テニスコートの時間枠の90分は、スポーツをするには短かすぎるため、他の施設同様に120分に改善してほしい。 (同趣旨意見ほか2件)	上鷺宮地域センターのテニスコートは、開設以来、地域のみなさまのご意見を踏まえ、より多くの区民に効率よくご利用いただくために、1回の利用時間を1時間30分と設定したものです。
6	使用料の見直しについては、区の考え方には反対ではないが、上鷺宮地域センターのテニスコートの場合、値上げという前にコートの整備を行なうべきである。 (同趣旨意見ほか1件)	今後とも必要に応じて補修を行っていきます。